

国立大学法人京都大学固定資産管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学固定資産管理規則(平成16年4月1日総長裁定)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「毎事業年度末に」を「事業年度ごとに」に改める。

別表(第4条関係)中

留学生センター	センター長	を
国際交流センター	センター長	に、
アフリカ地域研究資料センター	センター長	を
大学情報収集・分析センター	センター長	
農学研究科附属農場	農場長	
アフリカ地域研究資料センター	センター長	に、
共通教育推進部	部長	を
事務本部	財務部長	
共通教育推進部	部長	に
情報環境部	部長	
事務本部(共通教育推進部及び情報環境部を除く)	財務部長	

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。